

(別添)

特定複合観光施設区域整備推進本部事務局 御中

パブリックコメントへの意見

(特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ～「観光先進国」の実現に向けて～に対する意見募集について)

|           |   |
|-----------|---|
| 氏名        | —   |
| 所属        | 大阪府・大阪市IR推進局  |
| 住所        | 大阪市住之江区南港北1-14-16 咲洲庁舎 31階  |
| 電話番号      | 0662109234  |
| FAX番号     | —   |
| 電子メールアドレス | <a href="mailto:IRkikakuka@sbox.pref.osaka.lg.jp">IRkikakuka@sbox.pref.osaka.lg.jp</a>  |
| 意見内容      | <p>○納付金・入場料</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・納付金・入場料については、他の規制（カジノ面積、ライセンス料等）やIR全体の事業性も総合的に勘案し、事業者の投資意欲、国際競争力や公益還元とのバランスを踏まえた適切な水準にすべきである。</li><li>・納付金は基準財政収入額の対象外とし、地方交付税算定に影響が出ないようにすべきである。</li></ul> <p>○導入施設</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・IRにおける導入施設について、限定的な形ではなく、観光及び地域経済の振興に資するものは幅広く認めるべきである。</li></ul> <p>○地方自治体による事業者選定</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・認定基準や事業実施のためのガイドライン等は、地方自治体の実施指針や公募資料を作成する上での与条件となるため、できるだけ早期に公表すべきである。</li><li>・地方自治体が適格な要件を満たす事業者を確実に選定でき、その手続きに手戻りが生じることのないよう、事業者選定に先立って、要件を明確に示すべきである。</li></ul> <p>○IR事業の監督</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・地方自治体の自主性が損なわれることのないよう、主務大臣の監督権は必要最小限とし、区域認定の取消や立入検査・指示等の実施など主務大臣の監督権の発動要件については、法令等で予め明確にするとともに、関係者の役割分担・権限範囲を明確にし、IR事業者を含む関係者間で安定的な関係構築が図られる制度設計とすべきである。</li></ul> |

○依存防止対策

- ・ 依存防止は非常に重要であり、科学的なエビデンスに基づき、効果的・効率的で実効性のある対策を講じる必要がある。
- ・ 入場回数を制限する場合にはシンガポールを参考に本人又は家族申告に基づき行うべきである。
- ・ 本人又は家族申告により、ギャンブルでの支出額や継続的にギャンブルを行うことのできる時間の制限枠を設けることが、依存防止に有効と考える。

○その他

- ・ I R事業を円滑に実施できるよう、各手続に係る制度設計にあたっては、早い段階で、事業者選定等の主体となる地方自治体から意見・提案・調整ができる機会を設けるべきである。